

出席停止

学校感染症にかかった子どもは、感染を防ぐため出席停止となります。下記の感染症にかかった場合は学校へ連絡をお願いします。

(1) 感染症の種類と出席停止期間

	感染症名	出席停止の期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症性呼吸症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。）	治癒するまで
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 1 日を経過するまで。
	結核	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
第 2 種	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 腸チフス パラチフス その他 (溶連菌感染症・ウィルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎・流行性嘔吐下痢症など)	症状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
第 3 種		

※出席停止期間が終わり、登校を開始したら『学校感染症の出席停止』の書類をお渡しします。保護者が記入し、登校時に持ってくるようにお願いします。